

31江福福第100号
平成31年4月25日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

江東区福祉部福祉課長
梅村 英明
(公印省略)

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

平素より、本区福祉行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件について、平成30年9月19日付30江福福第1547号によりお知らせしているところですが、届出書を改正しましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 届出対象

平成30年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護を位置づける居宅サービス計画

厚生労働大臣が定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

- ※1 生活援助中心型のみが対象です（身体介護が混在するサービスは除きます）。
- ※2 目標期間の更新、訪問介護以外のサービス変更等に伴う計画変更も対象です。

2 提出書類

- ① 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書） 別紙
- ② 居宅サービス計画（第1表～第7表）
- ③ アセスメント表（計画作成時のもの）
- ④ 基本情報シート、リ・アセスメント支援シート
- ※ 計画作成時に④を作成されている場合はそのままご提出ください。
作成されていない場合は、計画作成時の内容で作成してください。
なお、リ・アセスメント支援シートの「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」は記載しないでください。

3 提出期限

利用者へ居宅サービス計画を交付した月の翌月末日まで

4 提出先

江東区福祉部福祉課指導係（区役所3階1番窓口）

※ 受付時に聞き取りをしますので事前に電話等で連絡をお願いします。

5 その他

区では、ケアプラン支援会議において検証し、必要に応じて助言または是正を促します。

【問合せ先】

江東区福祉部福祉課指導係
〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号
TEL：3647-9532（直通）
FAX：3647-9186